

# 女性をとりまく 社会保障制度と税制

## ～最大の課題は「130万円の壁」～

是枝 俊悟／鈴木 準

### 要 約

労働力減少社会にもかかわらず、男女共同参画社会の実現が遅れている。就業を希望する女性が普通に働ける環境づくりから始める必要がある。

日本のような個人単位課税は、世帯単位課税と比較した場合、夫に扶養される無業の妻の就業阻害要因にはなりにくい仕組みである。他方、年金制度は原則個人単位だが、第3号被保険者制度は世帯単位の設計といえる。そして、社会保障制度には就業に伴い保険料負担が急増する「130万円の壁」がある。

本稿の試算によれば、年収130万円未満なら配偶者に対する就業抑制要因はない。だが、130万円以上で200万円程度までの年収では限界負担率が50%を超え、著しく就業抑制的な制度となっている。標準的なパート労働の時給だと週30時間前後で年収130万円以上となる。かといって週40時間まで就労しても年収200万円を超えられない辺りに、就業調整インセンティブが働きやすいと考えられる。

「社会保障と税の一体改革」は短時間労働者の社会保険適用について中途半端であり、第3号被保険者制度の改革論議は当初段階から先送りされた。

「130万円の壁」を取り払う方法はいくつか考えられるが、いずれにしても、ある閾値を境に保険料負担等が急増する仕組みを早急に改めるべきだ。

### 目 次

はじめに

1章 女性をとりまく税・社会保障の現状とその効果

2章 妻の収入と世帯の負担構造

3章 一体改革は女性に係る制度問題に向き合った内容だったか

おわりに

## はじめに

日本は男女共同参画社会の実現に後れをとっている。例えば就業状況を見ると、現在就業しておらず、求職活動はしていないものの就業を希望している女性は、25歳から44歳を中心に342万人に上る（2010年、総務省「労働力調査」）。

1980年に1,114万世帯だった片働き世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）は2010年に797万世帯まで減り、614万世帯だった共働き世帯（夫婦ともに雇用者）は1,012万世帯に増えている。しかし、有配偶者女性の年齢階級別労働力率を見ると、いまだ20歳代から40歳代にかけて未婚者の労働力率よりかなり低い水準にとどまっている。

日本は諸外国と比べて女性管理職や女性役員の割合が非常に低いなど、女性の能力発揮の必要性が指摘されてきた。

男女の役割分担については、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか」という考え方に賛成（「賛成」または「どちらかといえば賛成」）する男性の割合が55.1%、女性の割合が48.4%あり、賛否両論の考え方がある（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年10月調査）」）。

しかしながら、少なくとも就業を希望する女性が就業できるようにしたり、就業時間を増やしたいと考える女性が制度のために就業調整をしなければならなかったりする状況を改善すべきことに異論はないだろう。

それだけでなく日本は労働力減少社会に突入しており、長期的な観点から女性の就業を促す必要性が大きい。それは労働力の人数を確保することにとどまらず、多様な価値観をもった人々の力を発揮できる社会を実現するという意味で重要であ

る。経済成長という点でいえば、問題は労働者の頭数ではなく、生産性をいかに引き上げるかである。もっと就業したいという女性が多数いるにもかかわらず、それを活かさない社会では、生産性を引き上げ、人々が幸福になることはできない。

男女共同参画が遅れている原因は多面的であるが、社会保障制度や税制が一つの要因である可能性は高いだろう。制度が男女共同参画という価値観に適合していなかったり、さらには、それを阻害する要因になっていたりする。そこで本稿では、女性をとりまく社会保障と税制という視点から、議論を試みる。

本来、このテーマは夫婦観や家族観といった深淵な問題に関わる課題であるが、本稿では日常的に観察されるような問題を取り扱う。具体的には、所得税の課税単位（個人単位か、世帯単位か）、配偶者控除の有無、所得の少ない配偶者の年金の扱いを取り上げる。結論を先取りすれば、いわゆる「130万円の壁」が女性の就業抑制要因となっていることを、試算を交えて示す。また、一区切りついた「社会保障と税の一体改革」がこの問題にどの程度踏み込んだかも検討したい。

本稿の構成は次のとおりである。まず、第1章ではわが国における女性をとりまく税・社会保障制度の現状、およびそのもたらす効果について分析する。同時に、所得税および年金制度について先進諸国の制度と比較した相対的な評価を行う。次に第2章では、「片働き」「共働き」各世帯における負担構造などについて試算を行う。さらに第3章では、第1～2章の視点から、2012年に一定の結論を得た「社会保障と税の一体改革」を評価する。最後にまとめとして、本稿で明らかにされたポイントを述べ、若干の提言を行う。

# 1章 女性をとりまく税・社会保障の現状とその効果

## 1. 所得税

### 1) 課税単位

所得税の課税単位には、大きく分けて個人単位と世帯単位の2つがある。日本においては、1887年（明治20年）の所得税法制定時は世帯単位の考え方が採用されていたが、戦後になって1950年以降は個人単位の考え方が採用されている。

課税単位を個人単位とするか、世帯単位とするかは、夫婦の財産を共有財産とするか別有財産とするかといった家族法上の取り扱いや社会における家族観の問題とも関連するが<sup>1</sup>、本章では税負担の水準およびその水準がもたらす経済的効果について主に考察する。

個人単位の所得税とは、文字通り個人の所得に対して課税するものである。個人単位で見て（課税）所得が多い者に対しては高い税率が適用される累進構造を持つ。

一方、世帯単位の所得税とは、世帯（夫婦または家族）の収入を合算した所得に対して課税するものである。もっとも、単純に世帯の所得を合算して単身者と同じ累進税率を適用すると、勤労所得がある者同士が結婚して同一世帯となった場合、世帯合計の収入をもとに税率が判定されるため、累進税率の下で、結婚前よりも高い税率が適用される。このため、所得税額が結婚前の夫婦の

税額を単純合計した額よりも増加してしまうというデメリットが生じる。このような仕組みの課税方式を「合算非分割」というが、1950年改正前までの日本など、かつては合算非分割の世帯単位所得税を導入していた国は少なくなかった。

現在、合算非分割の世帯単位課税を採用する主要国は例外的であり、世帯単位の課税方式の場合は「2分2乗」の仕組みを採るケースが多い<sup>2</sup>。「2分2乗」とは、夫婦の所得を合算して算出した課税所得を2で割った上で累進税率を適用して仮の税額を計算し、その仮の税額に2を乗じて夫婦の納税額を算出する方法である。

夫婦のそれぞれの課税所得がまったく同じであれば、個人単位で計算しても「2分2乗」で計算しても夫婦の合計税額は変わらない。だが、夫婦の課税所得に差があったり、一方の課税所得がゼロであったりする場合、累進税率の下では世帯単位で税額を「2分2乗」で計算すると個人単位で税額を計算するよりも夫婦の合計税額が減少する。このため、世帯単位課税の下では、結婚すると一般的には税額が減少し、これは「結婚へのギフト」と呼ばれる。

なお、フランスでは「2分2乗」ではなく、夫婦とその子どもの所得まで合算した上で、子どもの人数も考慮した「家族除数（n）」を用いて税額を計算する「n分n乗」の仕組みが採られている。nの値は、単身者は1、夫婦のみは2、夫婦と子ども1人は2.5、夫婦と子ども2人は3、夫婦と子ども3人は4（以後子どもが1人増えるごとにn

1) 日本および諸外国の課税単位の変遷や民法上の財産権の規定などについては、吉村（2001）を参照。

2) 鎌倉（2009）によると、OECD加盟国のうち24カ国の2008年時点の所得税を調査したところ、合算非分割の所得税を採用している国はノルウェーとスペインの2カ国であった。しかも、この2カ国においても個人単位課税か世帯単位課税かを選択できるものとしている。なお、米国は夫婦の所得を合算しており「形式的な合算非分割」だが、ブラケット（各税率の対象となる課税所得金額）が単身者の2倍の税率表を適用しているので「実質的な2分2乗」である。本稿でもアメリカの所得税は「2分2乗」として扱う。

が1増加)である。通常、子どもに所得はないため、フランスでは子どもの数が増えれば増えるほど税額が減少する(その効果は所得水準が高い夫婦ほど大きい)性質を持つ。フランスは少子化対策に熱心な国といわれるが、それは所得税制にも表れている。

## 2) 配偶者控除

日本では、所得税は個人単位で課税されるが、もちろん配偶者を扶養している本人の課税においては配偶者控除の制度がある。すなわち、配偶者の所得が一定額以下(配偶者が給与所得者の場合は年収が103万円以下)の場合、その配偶者は扶養されているものとして、扶養している者に配偶者控除(所得控除)が適用される<sup>3)</sup>。

諸外国でも、韓国やイタリアなど個人単位で課税を行っている国では、無業または収入の少ない配偶者がいる場合に適用される所得控除や税額控除が一般に設けられている<sup>4)</sup>。一方で、英国のように個人単位課税であっても配偶者がいることによる税負担の軽減を原則として行わない国もある。

配偶者控除を一般的な扶養控除と同等のものとして

みなせば、配偶者控除は世帯内に被扶養者が存在する個人の担税力への配慮にすぎない。ただ、ことさら配偶者という点に着目すれば、配偶者控除を夫婦に対する課税方式の一類型と整理することも可能である。

世帯単位課税の場合は、配偶者がいる場合の課税方式は前述の「2分2乗」となり、いわば夫婦の合計所得の半分ずつをそれぞれに帰属するよう擬制した計算によって税負担が軽減される。

## 3) 課税方式の違いと結婚・就業への影響

### (1) 所得税制は結婚に有利か

日本を含む主要先進5カ国の所得税の課税方式の違いと結婚・就業への影響についてまとめたのが図表1-1である。日本と英国が個人単位課税、米国・ドイツ・フランスが世帯単位課税に分類される。

結婚による税額の変化を見ると、一方が有業(課税最低限以上の所得)で一方が無業であり、結婚してそのまま片働きの夫婦になる場合、世帯単位課税の米国・ドイツ・フランスでは2分2乗(n分n乗)の適用により税率が下がるため、夫婦の

図表1-1 主要先進国の所得税の課税方式(2012年1月現在)と働き方による税負担の違い

国	課税方式		結婚による税額の変化		無業の妻(夫)が収入を得る場合(注1)		
			①「有業+無業」 →「片働き」	②「有業+有業」 →「共働き」	妻(夫)の収入が課税されない範囲		非課税範囲超過後の税率
					本国通貨建て	円換算(注2)	
英国	個人単位課税	配偶者控除なし	変わらない	変わらない	8,105ポンド	103万円	最低税率
日本		配偶者控除あり	減る	変わらない	103万円	103万円	最低税率(注3)
米国	世帯単位課税	2分2乗	減る	減る	なし	なし	夫婦の限界税率
ドイツ			減る	減る	1,000ユーロ	10万円	夫婦の限界税率
フランス		n分n乗	減る	減る	421ユーロ	4万円	世帯の限界税率

(注1) いずれの国においても給与所得者であり、給与所得者経費について実額控除を適用しないものと仮定した

(注2) 円換算は日本銀行公表の2012年12月における裁定外国為替相場をもとにした(1ユーロ=103円、1ポンド=127円)

(注3) 妻(夫)の収入のうち、103万円超141万円以下の部分については、事実上、本人の最低税率に加え、夫(妻)が適用される限界税率で課税される(出所)財務省資料をもとに大和総研作成

3) 扶養の範囲から外れる所得が配偶者にあっても、一定収入まで(給与所得者の場合、年収が103万円超141万円未満)は配偶者控除に代えて配偶者特別控除が適用される。配偶者特別控除は段階的に設定されており、配偶者の所得が増えても扶養している者の所得税額が急増しないよう設計されている。

4) 鎌倉(2009)による。

合計税額は結婚前の男女の合計税額と比べて減る。個人単位課税かつ配偶者控除がない英国では変わらない。個人単位課税だが配偶者控除がある日本では税額が減る。

これに対し、男女とも有業（課税最低限以上の所得）で結婚し、共働きの夫婦になる場合、世帯単位課税である米国・ドイツ・フランスでは夫婦の合計税額は結婚前の男女の合計税額と比べ、原則として減る。一方、個人単位課税である日本と英国では変わらない<sup>5</sup>。

従って、所得税の負担という点で見れば、米国・ドイツ・フランスは結婚に有利、英国は結婚に中立といえる。日本は片働きの場合や一方が配偶者控除を受けられる程度の働き方の場合は結婚に有利であり、共働きの場合は中立である。

## （２）所得税制は配偶者の就業に有利か

次に、税制が就業に与える影響として、夫（または妻）に扶養されている無業の配偶者が、雇用されて給与を得るようになった場合の変化を考えてみよう（図表 1-1 参照）。

無業の配偶者が給与を得るようになった場合、米国では配偶者が稼いだ最初の 1 ドルから夫婦の限界税率で課税される。ドイツ・フランスは給与所得者の概算経費控除が個人単位で与えられるため、フランスでは最初の 421 ユーロ、ドイツでは最初の 1,000 ユーロには課税されないが、それを超えると夫婦（世帯）の限界税率が適用される。

世帯単位課税の下では、夫（または妻）の所得

が高く世帯の限界税率が高くなっている場合は、無業の配偶者が収入を得るや否や、いきなり高い税率が適用されることになる。このため、税制は夫（または妻）の所得が高くなるほど、その配偶者の就業を抑制する要因になっていると考えられる。

一方、日本および英国では夫（または妻）に扶養される無業の配偶者が収入を得始めても、年収 103 万円（日本は基礎控除と給与所得控除の合計額、英国は基礎控除）までは課税されない。また 103 万円を超える収入に対して配偶者本人に課される税も最低税率である。この点でいえば、世帯単位課税と比較した場合、個人単位課税は夫（または妻）に扶養される無業の配偶者の就業の阻害要因にはなりにくい仕組みといえよう。

ただし、日本の所得税制において、103 万円超 141 万円以下の部分の配偶者の収入については、以前から収入を得ていた夫（または妻）の配偶者特別控除（所得控除）の金額を減少させる。この部分では、妻（または夫）が 5 万円収入を得るごとに夫（または妻）の所得控除が 5 万円減るため、世帯として見れば、夫（または妻）の限界税率でも課税されると言える。すなわち、妻（または夫）に関する自身の所得税の最低税率に加え、以前から収入を得ていた夫（または妻）の限界税率で課税される。特に以前から収入を得ていた夫（または妻）の限界税率が高い場合など<sup>6</sup>、世帯合計の税負担ということで考えると、就業抑制的でない<sup>7</sup>とまでは言い切れない場合もある<sup>7</sup>。

5) ここで共働きとは、配偶者控除や配偶者特別控除の有無の影響を受けないレベルの共働きである。

6) 配偶者控除には扶養する者の所得制限はないが、配偶者特別控除は、扶養する者の合計所得金額が 1,000 万円以上の場合には適用されない。このため、合計所得金額 1,000 万円以上の配偶者に扶養されている者は、年収が 103 万円を超えると、世帯の所得税額が急増する「103 万円の壁」に直面する。

7) それでも配偶者特別控除の金額は配偶者の所得に応じて段階的に減額されることや、この部分のブラケット（課税所得金額）は最大でも 38 万円と大きなものではないことから、世帯単位課税ほどは就業抑制的ではないケースも多いだろう。

## 2. 年金制度

### 1) 日本の年金制度と「130万円の壁」

日本の年金制度は、ごく最近になって離婚時の年金分割制度が整備されたことから分かるように、原則としては個人単位となっている。被用者（第2号被保険者）<sup>8</sup>の場合は、給与収入に対して一定率の保険料を労使折半で納め、自営業者等（第1号被保険者）の場合は定額の保険料を納める。

ただし、第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者、給与所得者の場合は年収130万円未満）は、本人としては明示的な保険料負担が求められていない。第3号被保険者の保険料負担は第2号被保険者が潜在的に負っていると捉えれば、この部分については世帯単位の制度設計といえる（ただし、第3号被保険者たる配偶者の有無によって個々の第2号被保険者の保険料負担が異なるわけではない）。

夫（または妻）に扶養されている配偶者（第3号被保険者）が、雇用されて給与を得るようになった場合の就業に与える影響はどうだろうか。年収が130万円以上となって第3号被保険者の要件を満たさなくなると、個人としても世帯としても保険料負担が急増することになる。これは、所得税の最低税率と比べて年金保険料率がかなり高いこと<sup>9</sup>、医療保険での取り扱いが年金保険での取り扱いにリンクしていること<sup>10</sup>、などが理由であ

る。この極めて重大な問題が「130万円の壁」と言われるものであり、年収が130万円を超えないよう就業調整を行うなど就業抑制要因であることが指摘されてきた。

### 2) 諸外国における収入のない配偶者の年金はどうなっているのか

諸外国の年金制度では、収入のない者（働いていない者）は制度上の適用対象者外とされるのが基本だが、無業または所得の少ない被扶養配偶者についての年金の扱いは国により異なる<sup>11</sup>。日本と米国、英国、ドイツについて、この違いをまとめたものが図表1-2である。

米国ではパート労働者を含む被用者について労使折半の保険料が徴収される。収入の少ない者についての保険料の軽減・免除措置は取られていない。収入のなかった配偶者への給付については、夫（妻）の年金の50%が自身の年金として支給される。

英国では、週102ポンド（年換算で67万円）以下の収入の被用者については、年金加入が義務付けられていない。収入が週102ポンドを超えると年金加入が義務付けられるが、収入の全額ではなく、超過分に対して保険料率が課される<sup>12</sup>。収入のなかった配偶者への給付については、夫（妻）の基礎年金の60%が自身の年金として支給される。

8) 厚生年金の被保険者または共済組合の被保険者の場合。

9) 第3号被保険者が年収130万円以上となった場合、労働時間が一定以上であるなどの要件を満たせば厚生年金（第2号被保険者）に、それ以外の場合は国民年金（第1号被保険者）に加入することになる。いずれにしても、保険料負担は所得税と比べてかなり重い。

10) 公的年金で第3号被保険者であるケースでは、通常、医療保険では被用者医療保険（協会けんぽや組合健康保険）加入者の被扶養者であり、やはり本人としての保険料について明示的な負担はない。医療保険で被扶養者に該当しないこととなれば、市町村国保や被用者保険の加入者となり、保険料負担が発生することになる。

11) 社会保険料の徴収対象の収入には上限の問題もあるが、ここでは上限は無視し、下限のみについて述べる。

12) 正確には被用者は週139ポンドまで、事業主は週136ポンドまでの部分については保険料率0%であり、これらの超過分について保険料率をかけて保険料が算出される。

図表1-2 主要先進国の被用者年金制度（2012年4月）

	一定収入以下の者について社会保険の適用対象外としているかの基準額		社会保険の適用対象となった際、保険料の賦課対象収入と保険料率			無業の妻（夫）に対する年金給付
	自国通貨建て	年間・円換算	賦課対象収入	保険料率		
				本人負担	企業負担	
日本	年130万円	130万円	全額	一定	一定	本人に支給
米国	適用除外なし		全額	一定	一定	本人に支給
英国	週102ポンド	67万円	左記超過部分のみ（注1）	一定	一定	本人に支給
ドイツ	月400ユーロ	49万円	全額	軽減段階あり	一定	なし

（注1）本文脚注12参照

（注2）1年＝52週として換算した。保険料賦課対象収入に上限が設定されたり、一定以上の収入に対する保険料率が軽減される場合があるが、ここでは主として低中所得者に対する保険料賦課を考察するため、上限の問題は無視した。円換算は日本銀行公表の2012年12月における裁定外国為替相場をもとにした（1ユーロ＝103円、1ポンド＝127円）

（出所）各種資料から大和総研作成

ドイツでは、月収400ユーロ（年換算で49万円）以下の収入の被用者については保険加入が免除されている。また、月収400ユーロ超800ユーロ以下の者については本人負担分の保険料について軽減措置があり、月収が400ユーロを超えても急激に保険料が増加しないよう配慮されている。なお、収入がない配偶者への年金給付はない。

米国のようにそもそも収入が少ない者からも定率で保険料を徴収したり、英国のように一定額を超えた部分の収入に対して保険料を徴収したりすると、一定の収入を超えた途端に保険料負担が急増する「壁」の問題は生じない。また、ドイツのように保険加入が義務付けられた後に保険料の軽減段階を設けると、「壁」が就労を抑制するという問題は比較的マイルドなものになる。

## 2章 妻の収入と世帯の負担構造

### 1. 妻の収入段階別の負担構造の試算

1章で述べたように、日本の所得税は個人単位課税であるため、世帯単位課税の場合と比べた場合には、夫（または妻）に扶養される無業の妻（または夫）の就業を阻害する要因は小さい。問題が

大きいとみられるのは、年金制度や医療保険制度において配偶者が扶養から外れると保険料負担が急増する「130万円の壁」である。

そこで本章では「130万円の壁」という問題に着目し、また、専業主婦文化が根強く、低収入の女性が多いという現実を踏まえて試算を行う。具体的には、現行制度において夫が会社員（厚生年金・健康保険の被保険者）である場合に、妻の年間収入に応じて世帯合計の負担がどのように変わってくるのか検証と分析を行う。

#### 1) 妻の収入ゼロ～130万円未満

収入が年130万円未満である場合、それに対する所得税や社会保険料の負担はほぼゼロである。従って、片働きの状態から妻がパート等で働き、130万円未満の収入を得た場合の限界税率はほぼ0%であり、収入のほぼ全てが世帯にとっての手取りの増加となる。

これに対し、片働きの状態で夫自身がさらに収入を増やした場合には、その増分には夫の限界税率が適用され、社会保険料も賦課されるため、手取りの増加は限定的になる。すなわち、現行制度は「130万円の壁」の手前までに限っていえば、

無業の配偶者に対して非常に就業促進的になっているという点をまずは踏まえたい<sup>13)</sup>。

図表 2-1 では、会社員の夫と専業主婦の片働き世帯において年収が 100 万円増加した場合の手取り増加額を比較している。妻が年収 100 万円

稼いだ場合の手取りの増加額は夫の年収にかかわらず 99.10 万円となっているが、夫が自身の年収を 100 万円増やした場合の手取りの増加額は 51.72 万円～ 76.20 万円にとどまる。

図表2-1 世帯年収が100万円増えた場合の手取りの増加 (単位：万円、年額)

夫の年収	夫が年収100万円増やした場合	妻が年収100万円稼いだ場合	手取り増加額の差
300	76.20	99.10	22.90
400	75.26		23.84
500	72.17		26.93
600	71.14		27.96
700	62.81		36.29
800	62.25		36.85
900	51.72		47.38
1,000	66.62		32.48
1,100	65.56		33.54
1,200	63.91		35.19
1,300	63.23		35.87
1,400	54.87		44.23
1,500	54.86		44.24

(注) 夫が会社員、妻が専業主婦、3歳以上中学生以下の子ども2人の4人世帯。  
税・社会保険料・児童手当は、2013年を基準に計算した  
(出所) 大和総研試算



13) なお、本稿では無業の配偶者が就労することに伴って担っていた家事サービスを外部から購入する必要があるケースがある、無業者が地域コミュニティで担っている役割が果たせなくなるケースがある、といったことまでは考慮していない点は留意されたい。

## 2) 130万円～200万円程度

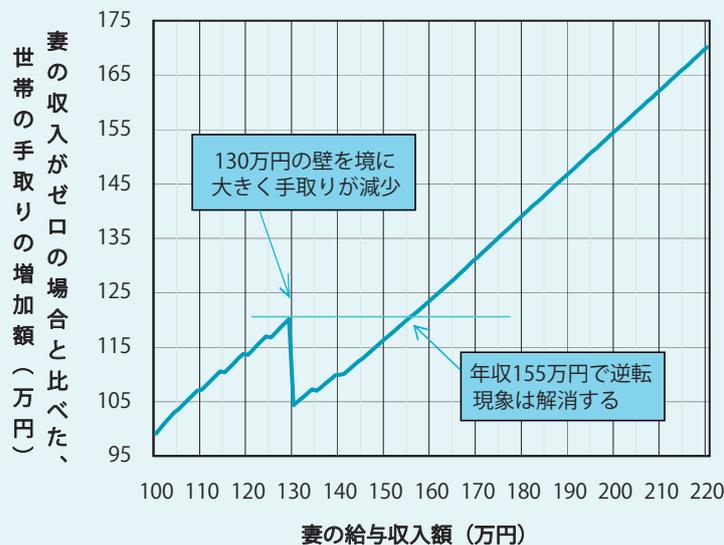
妻の収入が年収130万円以上となると、妻自身の社会保険料を負担する必要が生じるため、状況は様変わりする。

図表2-2に示した試算結果に見るように、妻の給与収入が年129万円のと、「妻の収入がゼロの場合と比べた、世帯の手取りの増加額」は年120.18万円である（税・保険料の負担増は8.82万円）。ところが、妻の給与収入額が年130万円となると、この金額は104.34万円と15.84万円も減少する（税・保険料の負担増は25.66万円）。妻の収入が年130万円に達した途端、年129万円の収入であった場合よりも手取りが減少する「逆転現象」が生じるのである。

これは129万円に上乗せされる1万円への限界的な税率・保険料率（限界負担率）が1,684%（ $= (25.66 - 8.82) \div 1$ ）と懲罰的なものになっていることを意味する。これでは、合理的な個人や世帯であれば年収が130万円を超えないよう就労調整するのも当然だろう<sup>14</sup>。実際に、女性の短時間労働者の26%が収入額または就業時間が一定を超えないよう就業調整を行っている<sup>15</sup>。

妻の給与収入額が年129万円の場合の世帯の手取り増分を上回るためには、妻の給与収入額を年155万円まで増加させる必要がある。試算上の金額は、夫の限界税率や妻が介護保険に加入するか否かなどの前提によって異なってくるが、年収130万円を境界とする大きな「壁」があるこ

図表2-2 妻の就業と世帯の手取りの増加額（いずれも年額）



(注) 税制・社会保障制度は2013年を基準とした。妻の給与収入額が130万円を超えた場合に、厚生年金・健康保険（介護保険含む）に加入する、夫の限界所得税率（復興特別所得税含む）は10.21%と仮定  
(出所) 大和総研試算

- 14) 社会保険料を負担することで将来の年金受給額が増加したり、健康保険の休業補償等を受けられるようになったりなどのメリットも生じるが、一般的には当面の負担増の方が強く意識されるのが現実であると思われる。
- 15) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」（平成22年）による。なお、就業調整の理由の第1位は年収103万円超による本人の所得税の発生（55.3%）であり、年収130万円超による社会保険料の発生は理由の第2位（43.2%）である。

とは間違いない。

また、155万円で129万円と同等の状況になるとは言っても、「130万円の壁」にぶつかる直前の状況を基準にしたとき、さらなる報酬を得るためのインセンティブは簡単には回復しないということを示したのが図表2-3である。

図表2-3は、図表2-2と同様の条件の下で、「129万円超の収入に対する限界負担率」（以下、限界負担率）を求めたものである。ここで限界負担率とは、「妻の給与収入が129万円の場合と比べて追加的に増えた給与収入額」に対する、「妻の給与収入が129万円の場合と比べて追加的に増えた世帯の税・社会保険料の増加額」の割合である。

例えば、妻の給与収入を年170万円まで何とか増やした場合の限界負担率は72.3%である。これは、129万円を超えて41万円を追加的に稼いだことに対する、世帯の税・社会保険料の増

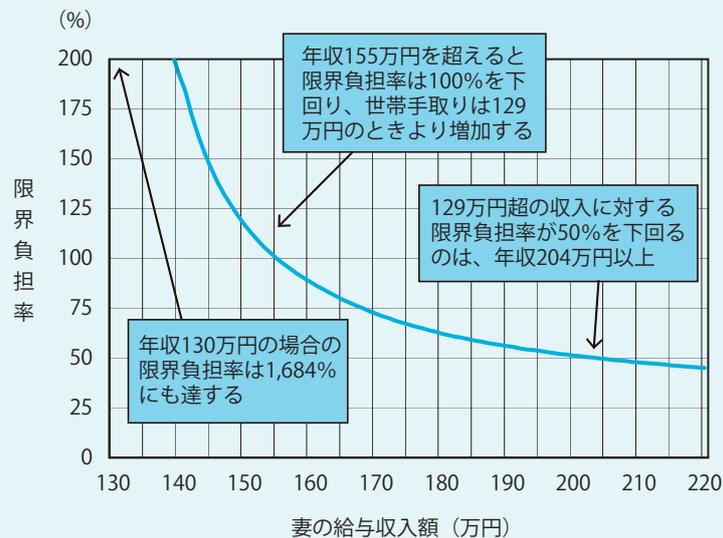
加額が29.65万円に達すること（ $29.65 / 41 = 72.3\%$ ）を示している。

妻の給与収入額が年155万円を多少超える程度では、限界負担率は極めて高い。限界負担率が50%を下回るのは、妻の給与収入額が204万円以上の場合である。

日本の（個人住民税を含む）所得税の最高税率は50%であり、過去の改正で労働意欲を阻害しないよう最高税率を引き下げてきた経緯に鑑みると、限界負担率が50%を上回る状況は、一般的には大きく労働意欲を阻害する「懲罰的負担」と考えられるだろう。

大まかに言って、現行の日本の税・社会保障制度は「130万円の壁」を超えて働こうと思うと、年収200万円程度までは妻（女性）の就業を大きく阻害する制度になっているものと言ってよいだろう。

図表2-3 129万円超の収入に対する限界負担率



(注) 限界負担率とは、「妻の給与収入が129万円の場合と比べて追加的に増えた給与収入額」に対する、「妻の給与収入が129万円の場合と比べて追加的に増えた世帯の税・社会保険料の増加額」の割合である。諸前提は図表2-2と同じ

(出所) 大和総研試算

### 3) 200万円程度～

かつては無収入だった妻の年収が200万円程度を超えてくれば、就業に対する税や社会保障の制度に起因する阻害要因はかなり軽減してくる。

1章で述べたように静学的に考えれば、日本では有業者と無業者が結婚すると税負担は減るが、動学的に夫婦一方の無業者が就労するケースを考えれば話は全く違って来る。妻のパート労働など、もっぱら家計を補助することを目的とした労働ではなく、夫婦がともに同等の働き方をする状況下では、同じ世帯収入ならば「片働き」の世帯と比べて「共働き」の方が世帯の手取りが多くなる。これは、1人平均の所得が低ければ税負担が小さいということが理由ではあるが、世帯の手取り収入の最大化を考えると、現在の無職者が年収200万円を超えないと、むしろ懲罰的負担に直面するというハードルの高さが本稿で指摘したいポ

イントである。

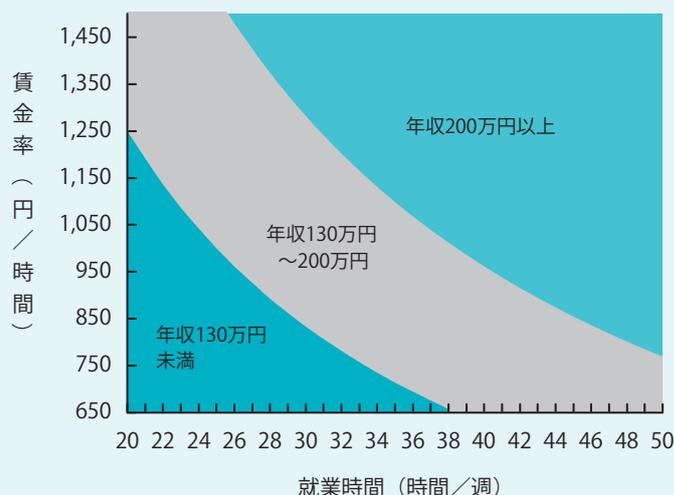
## 2. 就業時間・就業形態に与える影響

日本の税・社会保障制度は、年収130万円未満の範囲内では妻（女性）の就業に対して促進的だが、年収130万円から年収200万円程度までは妻（女性）の就業を大きく阻害する制度になっている。

この問題の重大さを理解するために、ここで、就業時間と時給、年収の関係を具体的に見てみよう。図表2-4は、1週間当たり就業時間・1時間当たり賃金率と年収の関係をプロットしたものである。

2012年12月現在の都道府県別最低賃金は1時間当たり652円～850円である。最低賃金近辺の賃金率で働く場合、就業時間を労働基準法の原則的な法定労働時間である週40時間まで延ば

図表2-4 就業時間・賃金率と年収の関係図



(注) 1年=52週で換算した。2012年12月現在の都道府県別最低賃金の最低は1時間当たり652円であり、それ未満の賃金率については捨象した

(出所) 大和総研作成

したとしても、年収 200 万円を超えることはできない。

また、週 40 時間の就業で年収 200 万円を得るためには、時給 962 円以上の賃金率が必要である。一部の地域を除けば、特に結婚・出産後に再就職しようとする女性が時給 900 円台後半以上の職を得ることはそれほど容易ではないだろう。

一般的な賃金率と考えられる 750 円～950 円程度の場合、就業時間を延ばすことでより多くの収入を得ようと考えた場合、週 26～34 時間程度から年収 130 万円以上に突入することになる。だからといって、週 40 時間まで就業時間を延ばしたとしても年収 200 万円は超えられない。すなわち、ここに就業調整を行うインセンティブが強く働いている可能性が高いと考えられる。

もちろん、この試算はパートタイム労働を前提としているにすぎず、いわゆる正規雇用としての働き方を拡大すべきという議論があるとするればそれが正論である。750 円～950 円程度といった賃金率ではなく、週 40 時間就業を前提とした正社員（または正社員に準じる職制）に就けば賞与の支給もあり、熟練等による将来的な昇給があるというのはその通りである。

だが、現在無収入の配偶者やパート労働をしている雇用者（雇用されている者）が、いきなり正規雇用形態で働くべき（働くことができる）という想定は、労働の需要面からも供給面からも非現実的な議論である。総務省「労働力調査（詳細結果）」（2011 年）によれば、正規雇用以外の形態で就労している女性雇用者は 1,241 万人いる<sup>16</sup>。まずは、女性労働の現状に照らして就労抑制要因を取り除

くことが、女性労働力の活用を図る上での第一歩であろう。「130 万円の壁」の存在のために、追加的労働が割に合わないと感じている女性は非常に多いのではないだろうか。

### 3 章 一体改革は女性に係る制度問題に向き合った内容だったか

#### 1. 一体改革の全体にみる問題

野田佳彦内閣（当時）が取り組み、2012 年 6 月のいわゆる三党合意によって議論に一区切りがついた「社会保障と税の一体改革」では、依然として高齢者向け社会保障のあり方と消費税増税に焦点が当てられた。しかし、現役世代や事業主が負担する保険料等を財源に引退世代に給付を行う賦課方式の下、見込まれる超高齢社会においては、現役世代が増大する負担を負っていけるかが最大の問題である。高齢者向け給付を抑制するという視点は希薄だったといわざるを得ず、また、働き盛り世代や子育て世代、若年層をエンカレッジするための改革論議は不十分だった。

特に女性の立場から見た場合には、厚生年金における育児休業等期間中の保険料免除と同様の制度が産前・産後休業期間中にも拡大されることが決まったものの、男女共同参画社会の実現という観点から女性の就労を促進するために制度のゆがみを修正するという議論は先送りされた感が強い。本章では、短時間労働者への被用者保険適用の拡大、第 3 号被保険者問題、待機児童問題の 3 点について、述べたい。

16) 東日本大震災における被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）に関する補完推計値ベース、2010 年国勢調査基準へ切り替え後の値。役員を除く雇用者に占める割合は 54.4%。同じベースで男性の場合は、それぞれ 571 万人、19.8%である。

## 2. 短時間労働者の被用者保険適用

### 1) 制度改正の概要

一体改革では、働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金等に加入している非正規雇用の年金権を確立するため、短時間労働者に対して厚生年金の適用を拡大することが課題とされた。この問題は女性に限った話ではないが、パートタイマーなどの短時間労働者には現実問題として女性が多い。

従来、厚生年金の適用基準については、通常の就労者の所定労働時間および所定労働日数について「4分の3基準（週30時間程度以上）」が長らく適用されてきた。すなわち、ここで短時間労働者とは、同一の事業所において、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である者である。

現在、雇用の非正規化など働き方が多様化する中、所得税法上の給与所得控除の最低保障額であり最低賃金相当でもある年収65万円以上で、所定労働時間20～30時間の労働者は、厚生労働省の推計によれば全体で370万人である。今回、社会保険における格差を是正し、セーフティネットを強化する観点から、約25万人の短時間労働者が厚生年金の適用となる改正が行われる（2016年10月施行）。

改正後は、短時間労働者であっても、以下の全てを満たす場合には厚生年金が適用されることになる。

- ① 1週間の所定労働日数が20時間以上
- ② 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれる
- ③ 報酬月額が8万8,000円以上
- ④ 学生等でない

また、改正法附則により、「4分の3基準」を満たす労働者の総数が常時500人超以外の企業については、当分の間、短時間労働者への適用拡大は行われない。つまり、学生以外で勤務期間1年以上、週20時間以上で年収約106万円以上、従業員規模501人以上の企業に勤める場合に限り、第1号被保険者や第3号被保険者ではなく、第2号被保険者として扱われることになった。

### 2) 負担構造はどう変わるのか

まず、国民年金の第1号被保険者のケース（単身の非正規労働者など）を考える。2012年度現在、第1号被保険者（国民年金）の保険料率は月額14,980円である。2012年12月現在の厚生年金保険料率は16.766%だから、月収10万円（標準報酬月額9.8万円）の者が厚生年金に加入すると、保険料負担は労使合計で16,430円（うち本人分8,215円）となる。本人負担分だけをみれば月額6,800円程度、年額81,000円程度、保険料負担が減ることになる。他方、将来の年金給付は、1年間加入当たりで月額500円程度増加することになるから<sup>17)</sup>、雇い主負担分を含めた賃金が変わらない（雇い主負担の増加分だけ雇い主負担を除いた賃金が減る）可能性を考慮外とすれば、現在の第1号被保険者にとっては望ましい改正といえる。

次に、国民年金の第3号被保険者のケース（パート労働をしている低収入の主婦など）を考える。この場合には、現在は本人としては明示的な保険料負担はないため、標準報酬月額9.8万円の場合には厚生年金加入で保険料負担が、16,430円（うち本人分8,215円）まるまる増えることになる。もちろん、将来の年金給付は1年加入当たり月額500円程度、上乗せされるわけだが、毎月の負担

17) 社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会資料（2012年1月26日）参照。

が増える。妻（夫）が第3号被保険者であるか否かは夫（妻）の保険料に影響を与えないため、妻（夫）の負担増はそのまま世帯の負担増となる。

また、パートタイマーが常用的な雇用者と同じ社会保険の適用となるか否かの判断基準は、年金と医療保険とで同一の基準が適用される。新規に厚生年金適用となる短時間労働者は、国民健康保険等の加入者や他の保険加入者の被扶養者から、被用者保険の加入者本人となる。すなわち、加入する医療保険の間での移動が、約25万人について起きると見込まれる。これまでは市町村国保に加入していたり、健康保険に加入している配偶者（夫等）の被扶養者だったりした人々が、健康保険組合に加入することになるケースが一般的だろう（既述のように、規模が500人超以外の企業については、当分の間、適用拡大は行われないことから、主として中小零細企業の従業員が加入する協会けんぽへの短時間労働者の加入はそれほど大規模とはならないと予想される）。

健康保険の負担の増減については次のとおりである。厚生労働省による月収10万円（標準報酬月額9.8万円）、昭和40年生まれ女性の場合のモデルケース試算によれば<sup>18</sup>、国民健康保険加入の単身者が健保組合に加入すると、保険料負担は年間72,337円から129,478円（うち本人負担は64,739円）となり、本人負担だけをみれば月額600円、年間約8,000円減ることになる（介護

保険料を含む）。また、同じ国保加入でも自営業の妻の場合は、本人負担だけをみても負担は月額900円、年間約1.1万円増える。さらに、専業主婦など健保組合等の被扶養者だった者が本人として加入することになれば、本人負担だけでも月額5,400円、年間約6.5万円の保険料負担が新たに発生する（厚生年金と同様、妻の負担増イコール世帯の負担増となる）。従って、厚生年金適用の議論と同様に、単純に適用拡大を進めさえすれば、個々の労働者にとって望ましい状況になるとは限らない<sup>19</sup>。

### 3) 制度改正の評価と展望

短時間労働者の被用者保険適用について、かつて2007年の国会に提出された10万～20万人程度を拡大する案（法案自体は審議未了で廃案）と比べれば今回は前進ではある。しかし、対象者が最大で370万人であるにもかかわらず実際のところ25万人規模に限定された点は、女性の就業促進という観点から見ればネガティブに映る<sup>20</sup>。今回の改正は、働かない方が有利になるような「壁」を除去することで、女性の就業意欲を促進するという狙いもあったが、「130万円の壁」という問題の本質が議論されないままに、「壁」をより就業抑制的な方へ移動させたと捉えることも可能である。現実問題として、将来の年金が増えるとしても、当面の保険料負担の増加を嫌ってパート労働者自

18) 社会保障審議会医療保険部会資料（2012年4月18日）参照。

19) 保険者別の財政への影響を考えると、協会けんぽや共済組合では本人の被扶養者（病気になったときに給付は受けているが、明示的には保険料を負担していない者）が抜けて健保組合に移るケースが多いだらうから、財政改善効果が生まれる。給付規模に対して保険料収入が構造的に不足している国民健康保険（市町村国保）も、加入者が減ることで財政は改善する。そして、それらの改善分が、健康保険組合の財政悪化要因になると考えられる。個々にみれば、ある健保組合の被扶養者から別の健保組合の本人になるというケースも出てくる。もちろん、健保組合の加入者が増えれば健保組合の保険料収入は増えるが、短時間労働者の収入は高くはない一方で、正規雇用者でも非正規雇用者でも病気にかかる確率に違いはないから、収支としては財政が悪化すると見込まれる。

20) 議論の過程において一時は、報酬月額6.7万円（年収80万円）以上、企業規模300人超とするなどして、適用拡大の対象者数を100万人とする案も取り沙汰されていたが、政府提出法案では45万人の拡大とされ、それが国会における修正（2012年6月の三党合意）により25万人の拡大となった。

身が就労調整を行う可能性は高いだろう。改正によってパート労働者の比率が高い産業（小売業や飲食サービス業など）へ大きな影響が及ぶと予想され、企業が雇い主負担を抑制するために雇用削減を行う可能性もある。

また、該当する短時間労働者については被用者医療保険への適用拡大も実施されるため、後期高齢者医療支援金や介護納付金の増加まで考慮すれば、マクロ的には数千億円単位での企業負担の発生もあり得る。短時間労働者について正規労働者とのイコールフットィングを進める政策を考えた場合、「壁」を維持したままでは、企業側の立場からも被用者保険の適用拡大は難しい。

短時間労働者の適用範囲を徐々に拡大していくべきという議論があったことから、政府案では法律の附則に「政府は、施行後3年以内に短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲を更に拡大するための法制上の措置を講ずる」旨が明記されていた。しかし、三党合意による修正によって「政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲については、施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」とされた。政府案では対象者をさらに拡大することを法文上で明記していたが、最終的に成立した法律はさらなる適用拡大に言及しておらず、中立的な書きぶりになった点はポイントである。結局のところ、女性の就労の実態が今回の改革やその延長線上の改革で劇的な変化をみせるとは考えにくいのではないかと。

### 3. 第3号被保険者制度の見直し論議

第3号被保険者制度のあり方は、年金制度にお

ける古くて新しい問題である。2012年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、「第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性（2分2乗）を踏まえつつ、引き続き検討する」「短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う」と述べられた。

2010年3月末現在、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は1,021万人いる<sup>21</sup>。多少減少傾向にはあるが、専業主婦が多いという実態を踏まえて20～59歳の女性人口に対する割合でみると、依然として3割強を占める。第3号被保険者の基礎年金給付に必要な費用は被用者年金制度全体で負担する仕組みになっており、前述のとおり、第3号被保険者自身には明示的な保険料負担が求められていない。片働きの夫婦と共働きの夫婦で、夫婦の報酬合計が同じであれば、夫婦で見た保険料負担も年金額も同じであり、世帯ベースで見たときの公平性は保たれている。しかし、個人ベースで見た場合、特に共働きの妻や独身女性の立場から第3号被保険者制度は不公平であるという指摘が近年になって増えてきた。

前述のとおり、短時間労働者（パート労働者）への厚生年金（第2号被保険者）への適用拡大が一定程度、進められることにはなったし、単身女性や共働き夫婦のさらなる増加が見込まれるから、現実問題としては、第3号被保険者は長期的に減っていくだろう。ただ、第3号被保険者という制度自体が第3号被保険者にとどまるような働き方を促しており、女性の就労に悪影響を与えて

21) 社会保障審議会年金部会資料（2011年9月29日）参照。

いるというのが「130万円の壁」の問題である。

もちろん、そもそもは女性のライフスタイルを第3号被保険者制度だけで議論することは到底できない。被用者の健康保険においても扶養されている配偶者は自ら保険料を負担していないし、税制上の配偶者控除についても様々な議論がある。社会保障の負担・給付や税負担を、世帯単位と個人単位のいずれで考えるかという価値観によっても意見は異なるだろう。従って、現在の第3号被保険者やその配偶者に追加的な保険料負担を求めたり、夫婦で共同して負担しているとして年金権の分割（2分2乗）を形式上明示したりさえすれば、うまくいくという単純なテーマではない。家族や夫婦という、人々にとって最も身近にある仕組みや考え方の根本にかかわる難しい問題である。

いずれにせよ、「130万円の壁」の根源の一つである第3号被保険者制度の問題は、当初の段階から議論が先送りされてしまった。乱暴に言えば第3号被保険者制度をうまく廃止すれば、「130万円の壁」の問題は解消される公算が大きい。

#### 4. 待機児童問題

一体改革では、本来、子育て支援を充実させて、待機児童問題を解消させることも眼目としていた。本当ならば働きたいのに、待機児童問題で保育所に子どもを預けることができなければ、就業と子育てを両立できない。

保育所の定員は毎年2万～3万人のペースで増やしてきているが、2万人前後の待機児童数は一向に減っていない。これは子育てと就業の両立を

諦めている、あるいは、所得環境の悪化で共働きの必要がある、潜在的な待機児童数が非常に多いためである。この問題は、税制や社会保障制度だけの問題ではなく、保育所政策の転換や雇用慣行の見直し、男女の役割分業意識の改革が必要であることを示唆している<sup>22</sup>。

待機児童問題は子どもを産んだ人だけの問題ではない。保育所に入所待ちの行列ができていたことを見た、子どもがまだいない女性は、子どもを産めば仕事をやめなければならないことを事前に知ることになる。すると、仕事をやめるコストが大きければ、子どもが欲しいと思っていたとしても結局は子どもを産まないという選択をするしかなくなる。なぜなら、そのコストは、場合によっては生涯賃金でみて2億円以上となるなど、非常に大きなものとなっているからだ<sup>23</sup>。

現在の日本には、女性の選択を奪い、子育てと就労の二者択一を迫っているという無視できない大きな歪みがある。子育てしながら何とか就業を継続している女性にとっては、希望に沿わない不十分な就労を強いられることになり、また、子どもをもう一人欲しくても産めないという状況に直面していると考えられる。

一体改革では、幼稚園や保育所で共通化した教育・保育給付（施設型給付や地域型保育給付）の導入が決まったが、対象施設とされない選択も認められる制度であり、民間保育所については現行通りの運用のままとなることになった。また、教育・保育給付の対象となる施設について、政府案では届出の有無や認可か認可外かといったことを問わ

22) なお、保育所に入れにくいからといって必ずしも「女性」が仕事をやめる必要はなく、「男性」が仕事をやめる選択肢もあり得る。しかしながら、現状において男女間で賃金に開きがあることや、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とする考え方が根強くあることから、保育所待機児童問題は女性の就業と結び付けられる問題となっている。

23) 内閣府「国民生活白書」平成17年版では、大学卒業の女性が結婚や子育てなどに関係なく仕事を続けた場合と、結婚を機会に退職し、子育てが終わってからパート労働者として働いた場合を比較した生涯賃金の差は2億円以上になると試算している。

ない指定制を導入して多様な主体の保育への参入を促すことが構想されたが、三党合意により現行の認可制度を拡大して運用することにとどまった。教育・保育給付の詳細が現時点では十分には明らかになっていないため、待機児童問題の解消にどの程度有効か、今後を注視する必要がある。

また、幼稚園と保育所の両方で定員割れを起している地域では、一元化すれば両者を効率的に活用でき、待機児童問題が深刻な都市部では幼稚園を活用することでそれを緩和することができるはずだが、一体改革では幼保一体化も部分的なものにとどまった。いくつかの問題があったため、当時の政府与党が提案した総合こども園は政治の場で退けられ、認定こども園の一部においてのみ幼保一体化を試みるという程度の改正に落ち着いた。

待機児童問題の解消のためには、既存の保育所を増やすことにも一定の効果はあるが、財源が限られる中、幼稚園と保育所の二元的な行政の問題を解消することに注力する方が費用対効果が大きかったはずだ。2012年の一体改革で十分な幼保一体化は実現しなかったのである。

## おわりに

### 1. 本稿で述べられたポイントと示唆

所得税について個人単位課税をとる日本では、配偶者控除が世帯の税負担を調整する機能を果たしている。配偶者控除は女性の就労を妨げているという一部の指摘があるが、世帯単位課税と比較して配偶者控除の存在が就業抑制的とは言えない。むしろ世帯単位課税は個人単位課税と比べて無業の女性就労への限界税率が高く、また、2分2乗と

いう方式上、専業主婦世帯を有利にする面がある。

なお、2009年秋から2012年末まで与党だった民主党は配偶者控除の廃止をマニフェストに掲げたが廃止はできなかった。2012年末の総選挙で与党となった自民党は、政権公約で配偶者控除を維持することを明確にしている。

税制と異なり、年金制度においては第3号被保険者制度に着目すると世帯単位的な制度になっている。しかも、所得税における配偶者特別控除のような激変を緩和する制度が存在しないため、いわゆる「130万円の壁」が存在している。年収130万円までの配偶者の就業に阻害要因はないが、年収130万円～200万円程度においては懲罰的な税・保険料負担となっているため、多くの女性にとって現実的な就業抑制要因となっている。パートタイム労働によって年収200万円以上を得るのはそう簡単ではない。女性の正規雇用に拡大すべきというのは正論だが、実情を踏まえた現実的な政策論としては、まずは「130万円の壁」を取り払う必要がある。

この点、2012年の「社会保障と税の一体改革」では短時間労働者の社会保険適用について、正規労働者とのイコールフットリングは中途半端なものにとどまったと評価せざるを得ない。また、専業主婦家計をモデルとした制度設計の典型である第3号被保険者制度の改革論議は当初の段階から先送りされた。さらに、女性就労にとってやはり現実的問題である待機児童問題の解消について、十分な効果を見込める状況にはない。

### 2. 「130万円の壁」を取り払う方法

「130万円の壁」を取り払う方法としては、大

24) 消費税の免税点を超えた際に、中小事業者の税負担が急増しないように設けられていた制度。原則1996年度まで存在していた。免税点を超える一定範囲内の売上高の中小事業者に対して、一定の算式で税額控除を適用した。

きく3つの類型が諸外国の事例から浮かび上がるだろう。

第一は米国型で、第3号被保険者制度を廃止して、130万円未満の収入である被扶養配偶者に対しても定率または定額の保険料負担を求める方式である。これは実際に追加的負担を求めることも考えられるし、現在の第2号被保険者の負担を分割することも考えられるだろう。

第二は英国型で、社会保険料の徴収対象を、例えば130万円超の部分に限定する、すなわち保険料の賦課ベースに賦課最低限を設定する方式である。この方式では、賦課最低限は130万円に固執する必要はなく、給付とのバランスを確保した上でもっと低く設定することが検討されてよいだろう。

第三はドイツ型で、130万円を超えた段階で段階的な保険料軽減措置を設ける方式である。イメージとしてはかつて日本の消費税制に存在した限界控除制度<sup>24</sup>のような仕組みを基準額以上になった部分に適用するということである。この場合も基準額は130万円にこだわる必要はない。

夫婦や家族に関する制度をどうするかは思想的な問題でもあり、国民的論議が必要な複雑な問題である。ただ、制度は、経済活動に対し中立的であり、経済成長志向であり、複雑でない分かりやすいものである必要があるということは、多くが賛成するところだと思われる。

そう考えた場合、年収130万円といったある閾値を境に税や保険料負担が急増するような、就労意欲に明確に歪みを与える制度は早急に改める必要があるだろう。女性の能力を社会全体で活かしていくために求められることは多数あるが、まずは、目の前にある「130万円の壁」を壊すことから始める必要があるだろう。

#### 【参考文献】

- ・遠藤みち(1998)「日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法—その変遷と今後の問題—」、人見康子・木村弘之亮編『家族と税制』、弘文堂、pp.199-231
- ・鎌倉治子(2009)「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」、国立国会図書館『レファレンス』平成21年11月号、pp.103-130
- ・長瀬伸子(2003)「女性と年金権の問題」、国立社会保障・人口問題研究所『季刊社会保障研究』第39巻第1号、pp.83-96
- ・丸山桂(2007)「女性と年金に関する国際比較」、国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』第158号、pp.18-29
- ・吉村典久(2001)「家族関係と所得税—序説—」、『専修大学法学研究所紀要26 民事法の諸問題X』、pp.115-149
- ・年金シニアプラン総合研究機構(2012)「各国の年金制度」、『年金と経済』第31巻第1号、pp.82-201
- ・厚生労働省「2010～2011年 海外情勢報告」、平成24年3月29日公表
- ・内閣府「国民生活白書」平成17年版
- ・内閣府「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書」、平成24年2月公表
- ・独立行政法人 労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」(平成22年)

#### [著者]

是枝 俊悟 (これえだ しゅんご)



金融調査部  
研究員・社会保険労務士  
担当は、税制、会計制度、  
金融商品取引法、社会保険制度

鈴木 準 (すずき ひとし)



調査提言企画室長  
主席研究員  
担当は、日本の経済社会、税制・  
財政問題、人口問題等に関する  
中長期的な視点からの調査・分析